

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年 5月11日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：15件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	主復水器細管洗浄装置ボール循環ポンプ（C）の電動機ベースボルトにおいて、4本中1本のネジ山に不良が認められたため、当該ボルトを交換	D	
2	1号機	復水脱塩装置入口サンプリングノズル修理工事の溶接耐圧検査時、衛帯蒸気復水器水室フランジ部よりリーク（1滴/30秒）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
3	1号機	屋外海水配管トレンチ内サンプポンプ出口圧力計において、指示不良（ダウンスケール）が認められたため、当該圧力計を点検・修理	D	
4	1号機	循環水ポンプ軸受冷却水ポンプ（A）の電動機負荷側軸受部において、異音の発生が認められたため、当該電動機の点検・修理	D	
5	3号機	主発電機励磁装置盤建屋換気空調機（B）の運転時、「低圧作動スイッチ作動」によるトリップが認められたため、対応検討	C	
6	3号機	主復水器細管洗浄装置ボール循環ポンプ（A）の吸込み配管において、詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
7	5号機	ストーム及び油ドレン処理建屋南側扉の鍵において、鍵内部の不調が認められたため、当該鍵を点検・修理	D	
8	5号機	非常用ディーゼル発電機（5B）換気空調圧縮機（C）のドレンラインファンネルの繋ぎ目において、接続不良（ひび割れ）が認められたため、当該ファンネルを点検・修理	D	
9	5号機	廃棄物処理設備濃縮廃液サンプリング系パイプヒーター（No. 1・3）において、ヒーター「ON」にも関わらず温度低下傾向が認められたため、当該ヒーターを点検・修理	D	
10	5号機	主復水器細管洗浄装置（A1・C2）のボール回収器入口弁において、開度計の表示不良（位置ずれ）が認められたため、当該開度計を点検・修理	D	
11	6号機	原子炉建屋床・壁塗装修理工事において、電工ドラムのケーブルを引延ばさず作業を行っていたため、発熱によりケーブル被覆が溶解し、漏電による電灯分電盤のトリップが認められたため、対応検討	B	
12	集中環境施設	廃棄物処理系雑固体焼却炉（A）固着灰除去装置の移動台車の走行中において、走行レールに異物が認められたため、当該レール部を点検・清掃	D	
13	その他	NaI（T1）シンチレーションサーベイメータの定期点検時、校正基準値を外れるサーベイメータ（L-SC-30）が認められたため、当該計測器を調整及び対応検討	D	
14	その他	燃料管理に関する記録を綴っている1～6号機燃料管理記録において、保存期間10年満了のための廃棄手続きを原本を確認せず書類上にて行ったことが認められたため、対応検討	C	
15	その他	NaI（T1）シンチレーションサーベイメータの定期点検時、校正基準値を外れるサーベイメータ（L-SC-12）が認められたため、当該計測器を調整及び対応検討	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで